

宿泊税条例施行後の状況に関する調査業務に係る仕様書

1 業務名

宿泊税条例施行後の状況に関する調査業務

2 業務の趣旨・目的

本市では、国際文化観光都市京都の魅力を高め、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、平成30年10月1日から宿泊税を導入しています。

宿泊税条例施行後の状況、社会経済情勢の変化等から現行の宿泊税に係る制度の見直しの必要の有無を検討する基礎資料を得るための調査業務について、受託候補者の選定を行うものです。

3 業務の内容

(1) 申告納入実績に係る統計及び使途の集計

申告納入実績に係る統計（特別徴収義務者数、合計税額など）、使途の現状（個別の事業の実施状況など）について、本市から提供した情報を集計する。集計に必要なエクセル、ワードのデータは受託者が作成すること。

(2) 宿泊事業者へのアンケート調査

ア 調査方法

宿泊税の特別徴収義務者となっているすべての宿泊事業者に、調査票の郵送又は現地訪問によりアンケート調査を実施する。

イ 調査対象

宿泊税の特別徴収義務者となっているすべての宿泊事業者（約3,500施設）

ウ 調査時期

令和元年8月以降

エ 調査項目

宿泊料金、宿泊客における宿泊税の認知度、広報媒体の活用状況、徴収事務の現状、使途に関する意向、回答者の属性など

オ 調査票の印刷・郵送

- ・ 調査に必要な調査票等は、すべて受託者の負担で用意することとする。
- ・ 調査票の内容等については、受託者からの提案を踏まえ本市と受託者が協議のうえ確定する。
- ・ 調査票は、日本語のほか、英語、中国語（簡体字・繁体字）及び韓国語に対応したものとする。
- ・ 調査票回答の郵送先は受託者とし、郵送料金については受託者が負担すること。
- ・ 調査票の郵送に際し、返信用封筒を同封すること。返信用封筒については切手を貼付するなど、調査票を返却した宿泊事業者が郵送料を負担することのないようにすること。調査票の返信に要する経費は、すべて受託者の負担とする。
- ・ 調査票の印刷、調査票を封入する封筒及び返信用封筒に要する経費は、すべて受託者

の負担とする。

(3) 宿泊客を含む観光客へのアンケート調査

ア 調査方法

京都市内の主な観光地等において、宿泊客を含む観光客を対象に、街頭における面接聴取によりアンケート調査を実施する。

イ 調査地点

調査地点は、京都市内観光地・施設等6箇所程度とし、受託者からの提案を踏まえ本市と受託者が協議のうえ確定する。

ウ 調査対象

観光客（調査対象者数は、最低1,000人以上とし、受託者からの提案を踏まえ本市と受託者が協議のうえ確定する。）

エ 調査時期

調査時期については、受託者からの提案を踏まえ本市と受託者が協議のうえ確定する。

オ 調査項目

宿泊税の認知度、用途に関する意向、回答者の属性など

カ 調査票の印刷

- ・ 調査に必要な調査票等は、すべて受託者の負担で用意することとする。
- ・ 調査票の内容・調査人数等については、受託者からの提案を踏まえ本市と受託者が協議のうえ確定する。

キ 調査員の確保

- ・ 1地点2名以上配置するなど、適切な調査を行える十分な調査員を配置すること。
- ・ 調査の実施に当たっては、適当な人数の監督員を配置すること。

(4) 市民へのアンケート調査

ア 調査方法

無作為に抽出した市民を対象に、郵送によりアンケート調査を実施する。

イ 調査対象

本市が無作為に抽出した市民（調査対象者数は、最低1,000人以上とし、受託者からの提案を踏まえ本市と受託者が協議のうえ確定する。）

ウ 調査時期

令和元年8月以降

エ 調査項目

宿泊税の認知度、用途に関する意向、回答者の属性など

オ 調査票の印刷・郵送

- ・ 調査に必要な調査票等は、すべて受託者の負担で用意することとする。
- ・ 調査票の内容・調査人数等については、受託者からの提案を踏まえ本市と受託者が協議のうえ確定する。
- ・ 調査票回答の郵送先は受託者とし、郵送料金については受託者が負担すること。
- ・ 調査票の郵送に際し、返信用封筒を同封すること。返信用封筒については切手を貼付するなど、調査票を返却した宿泊事業者が郵送料を負担することのないようにすること。調査票の返信に要する経費は、すべて受託者の負担とする。
- ・ 調査票の印刷、調査票を封入する封筒及び返信用封筒に要する経費は、すべて受託者

の負担とする。

(5) 観光関係団体へのヒアリング調査

ア 調査方法

観光関係団体にヒアリング調査を行う。

イ 調査対象

京都市観光協会，京都府旅館ホテル生活衛生同業組合，日本ホテル協会京都支部，
京都簡易宿所連盟，京都ホテル協会など

ウ 調査時期

令和元年10月以降

エ 調査項目

宿泊客における宿泊税の認知度，広報媒体の活用状況，徴収事務の現状，使途に関する
意向など

オ 調査票の印刷

- ・ 調査に必要な調査票等は，すべて受託者の負担で用意することとする。
- ・ 調査票の内容等については，受託者からの提案を踏まえ本市と受託者が協議のうえ確定する。

(6) 旅行業者へのアンケート調査

ア 調査方法

主な旅行業者を対象に，郵送によりアンケート調査を実施する。

イ 調査対象

JTB，日本旅行，近畿日本ツーリスト，阪急交通社など

ウ 調査時期

令和元年8月以降

エ 調査項目

宿泊税の認知度，徴収事務の現状など

オ 調査票の印刷・郵送

- ・ 調査に必要な調査票等は，すべて受託者の負担で用意することとする。
- ・ 調査票の内容等については，受託者からの提案を踏まえ本市と受託者が協議のうえ確定する。
- ・ 調査票回答の郵送先は受託者とし，郵送料金については受託者が負担すること。
- ・ 調査票の郵送に際し，返信用封筒を同封すること。返信用封筒については切手を貼付するなど，調査票を返却した宿泊事業者が郵送料を負担することのないようにすること。調査票の返信に要する経費は，すべて受託者の負担とする。
- ・ 調査票の印刷，調査票を封入する封筒及び返信用封筒に要する経費は，すべて受託者の負担とする。

(7) 旅行業団体へのヒアリング調査

ア 調査方法

旅行業団体にヒアリング調査を行う。

イ 調査対象

日本旅行業協会，全国旅行業協会

ウ 調査時期

令和元年10月以降

エ 調査項目

宿泊税の認知度，徴収事務の現状など

オ 調査票の印刷

- ・ 調査に必要な調査票等は，すべて受託者の負担で用意することとする。
- ・ 調査票の内容等については，受託者からの提案を踏まえ本市と受託者が協議のうえ確定する。

(8) 報告書の作成

上記の調査結果を集計した上で，集計を分かりやすく図表とコメントで表現した報告書及び概要版を作成し，令和2年2月28日までに本市に電子データ及び正本2部をそれぞれ提出する。

4 履行期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

5 提出書類

本業務の実施に当たって受託者は，契約締結の日から7日以内に次の必要書類を提出し，本市の承諾を得るものとする。

- (1) 業務実施計画書兼工程表
- (2) 人員体制表

6 その他留意事項

- (1) 受託者は，本業務の遂行に当たり，関係法令及び本仕様書を遵守するとともに，委託者の意図及び目的を十分に理解したうえで，適正な人員を配置し，正確に行う。
- (2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や，その他調整を要する事項については，受託者と委託者が協議のうえ，決定する。
- (3) 委託で得られた成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は，本市に帰属する。また，受託者は成果品につき，著作者人格権を行使しない。
- (4) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり，その他の目的に転用してはならない。
- (5) 提案された内容全てにおいて，実施することを確約するものではなく，内容及び金額については，双方が調整する。
- (6) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは，受託者が賠償の責任を負う。